

1. 件 名：MHI 原子力研究開発株式会社による核燃料輸送物設計変更承認申請に関する面談（1）
2. 日 時：令和4年8月3日（水）10時00分～10時55分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※はTV会議システムによる出席）：  
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門  
石井企画調査官、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官※、山後安全審査官、真下安全審査専門職※  
MHI 原子力研究開発株式会社  
安全管理部 部長 他6名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：  
【事業者からの配布資料】  
資料1 MS-1型核燃料輸送物の設計変更承認申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁のサンゴですけれども、これから、
0:00:06	MHI原子力研究株市開発株式会社の行政相談を開始します。
0:00:14	不開示情報は発言しないように注意してください。
0:00:18	発言してしまった場合はその場で、そのことを指摘をしてください。
0:00:23	発言の際にはマイクを使用してください。使わないときマイクはオフにしてください。
0:00:28	発言の際には、所属、氏名を述べてからお願いします。
0:00:34	それではですね、資料の方はこちら届いておりまして、中身をざっと確認をしておりますが、
0:00:43	エヌ・ピー・シーの方から、資料上、特にここを説明するというようなポイントがあれば、まず最初をお願いします。
0:00:55	はい。NDCウワダイです。
0:00:59	こちらの司会用資料ですね、こちらの部分でちょっと各再度ご承知ご承知おきいただきたい部分、申請スケジュールについて一応、
0:01:11	確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
0:01:16	規制庁サンゴです。どうぞ。
0:01:19	はい。
0:01:20	概要資料の1ページにございます。申請スケジュールについてというところですが、
0:01:26	申請スケジュール案を添付1に示しております。
0:01:30	3ページ目です。こちらの方資料共有してもよろしいでしょうか。
0:01:35	お願いします。
0:01:46	ちゃん。
0:01:49	すいません。
0:01:50	少々お待ちください。
0:01:55	でも、
0:02:04	はい。資料の方、共有いたしました。見れていますでしょうか。
0:02:09	規制庁さんのですけれどもこちらでも確認できております。
0:02:13	はい。かしこまりました。
0:02:15	ではこちら2ポツの申請スケジュールということで、こちらの今回の輸送、本輸送物、本輸送は、PW型発電所の原子炉用鋼材、こちらの中性子照射脆化の程度を確認するために、
0:02:31	令和5年7月に原子力発電所から当社の方へ照射済みサーベランスキャプセルの輸送計画しております。
0:02:40	こちらについては、輸送に関わる許認可に必要な期間を考慮した上で、申請書の準備ができ次第、設計承認、変更承認申請、
0:02:51	を行う予定でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	こちらのスケジュールについては、添付1に示しております。
0:03:03	はい。一応、今年のですね8月に設計変更の承認申請、こちらを申請させていただきます。
0:03:16	本年、今年12月、認可目標にさせていただきます。その後、容器承認申請を行わせていただき、
0:03:26	3月までに認可をいただく予定でございます。
0:03:29	その後、車両運搬確認申請を行った後に、令和5年4月に輸送を計画しております。
0:03:40	簡単ですがこちらからの説明は以上です。
0:03:49	規制庁サンゴですけれども、資料中から、資料から、資料の中でさらに特に追加する情報というのは、
0:03:58	特段ないということでしょうかね。
0:04:01	はい。概要を示した上ではこちらで主、概要資料で示しておりますので、はい結構です。
0:04:10	はい。
0:04:15	規制庁サンゴですけれども、それではですね行政相談の内容というか、今般の設計変更を計画している面で、そちら側の疑問を解消するべく、幾つか確認をさせていただきます。
0:04:30	はい。まず変更するという内容ですけれども。はい。2点あるというふうに認識しています。一つは、ボルトの追加規格の追加、それから、新たな規則への適合ということで、
0:04:46	経年変化の考慮についての記載の追加。
0:04:50	これ間違いないでしょうか。
0:04:52	はい間違いありません。
0:04:54	まず先にですねボルトについてお伺いしますけれども、
0:04:58	はい。こちら企画を追加すること
0:05:03	構造解析等の数字計算結果等に変更が生じるものではないという理解をし、したんですけれども、
0:05:12	そういった内容でしょうかね。
0:05:15	はい。その通りです。今現在、蓋締め付けボルトに使用しているボルト材質と同等なものを使用いたしますので、構造解析等に変更はございません。
0:05:29	同等なものというのは、
0:05:33	例えばJIS規格と抜き架空で追加とかそういったことですかねそれとも、
0:05:40	同じ後藤というか材料の鋼材能製作方法が違うから規格が別になってるとか、
0:05:48	もしくは、材料強度をより高い方にするのかとか、どんなあ変更になるんですかね、具体的にちょっとはな
0:05:58	不開示情報に当たらない範囲でご説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:02	はい、かしこまりました。
0:06:04	今回追加いたします。こちら変更ではなくて追加なんですけど、追加いたしますボール等につきましては、機械的共同、こちらが同等なものを選定いたしまして、
0:06:17	そちらを追加いたします。
0:06:20	なのでボルトの材質、材質というか素材等は若干違う部分がございますが、機械的強度にとこ特に変更はございませんので、こちらの意味で、同等ととらえております。
0:06:38	規制庁のサンゴですけれども、ちょっと難しければいいんですけど、具体的に、
0:06:43	規格品の何ですかねJIS規格内で、そういうものを別途やってるんですかね。それともはい。ステムとかの方になるんですか。
0:06:52	いえ、衛藤自主企画でございます。その中で、原材料が多少違うものを追加して使えるようにしておくということですかね
0:07:02	はい。はい。その通りです。
0:07:05	その結果、強度等が変わらないので、解析評価には影響しないというふうに、そちらでは判断してるという理解でよろしいでしょうか。はい。こちらではそのように判断しております。
0:07:18	はい。規制庁サンゴです。続きまして、
0:07:22	経年変化の考慮についてなんですけれども、
0:07:26	こちらを検討するにあたって現在すでに他の
0:07:31	事業者、申請者が先行事例として、承認を経てるものもたくさんありますし、
0:07:38	資料提出面談をした資料提出の資料や審査会合で示されている内容等、たくさんありますけれども、
0:07:49	そちらはすべて確認されていますでしょうか。
0:07:55	NDC笑いです。そちらにつきましては、衛藤。
0:08:00	規制庁ホームページに掲載されています。衛藤書き起こし、赤文字起こしの文書、審査会合の資料等、すべて確認しております。
0:08:15	はい。その上で
0:08:21	注意点について、
0:08:23	の方から、
0:08:25	話を、
0:08:29	します。
0:08:30	織田さんお願いします。
0:08:34	ですね規制庁ホデでございます。はい。
0:08:39	えっとですねちょっと
0:08:46	と、
0:08:47	どうやりかな、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:52	かここに書かれてる通りなんですが、
0:08:59	と、
0:09:01	ここで言われてる対象のものっていうことは、
0:09:07	輸送物の安全機能というか、
0:09:12	技術基準に適合していることを示す上で、議論されてる材料ということが網羅されてるということでよろしいですか。
0:09:25	はい。こちらの概要資料に書かれている主要部材については、先ほど古藤様が言った通りでございます。
0:09:34	はい。
0:09:36	であれば、要は、言われてる通り、
0:09:43	熱、放射線、
0:09:46	あと熱放射線化学変化かな、及び、拾うということになると思うんですけども、それぞれに対して
0:09:58	等、要はどういうリスク、経年変化に伴うリスクとあえて言いますけども、どんなリスクが、
0:10:08	それに対して、使用状況がどうなのか、使用状況っていうのは、どれぐらいの年数で
0:10:17	な、疲労であれば何回使うとかっていうことですね。
0:10:23	ええ。
0:10:24	年数とか、あと温度とかですね、そういうものを踏まえて、その使ってる間に変化するかしないか。
0:10:36	変化するかしないかっていうか、技術上の基準に影響を与えるような変化があるかないか。
0:10:44	その旨が、口というふうに書かれてないといけない。
0:10:49	という認識でいていただきたいと思います。
0:10:53	で、もう何例か、すでに承認書を発行したものがありますので、それについて、
0:11:04	要は最終的にどういう判断したかっていうことは、その審査書を見ていただくと。
0:11:10	で、どういう記載をしているかというところについては、
0:11:19	市様はいろいろ中でも議論をしております、これの判断基準とかですね、何をもち、とど何がいうて、何が
0:11:31	は、どういう記載されていけばいいか、検討されていけばいいかということは、変わってきて、変わってきてるしたらおかしいけど、表、
0:11:42	いろいろ平仄を計ってきてるといふところがありますので、
0:11:48	特に新申請書でどう記載しているかということであれば、最近の一番最近では、原子燃料工業の
0:12:02	G P 01 っていうのが、最新の承認案件なんですけども、こういうものでどう言ってるかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	ただ、当然、使用環境とか何とかは異なりますので、その辺を十分に勘案して、要は自分、ここで申請される輸送物、
0:12:28	であれば、どういう説明をしなきゃいけないかと、いうことを十分に留意した上で記載いただきたいと。
0:12:38	で、
0:12:44	例えばですね、
0:12:47	資金で割と割と議論になりましたもので言えば、四国電力が申請した輸送貯蔵金用キャスクの件。
0:13:00	これ特に、
0:13:02	経年変化の影響があると判断したものが、何点かあります。
0:13:10	特にここで言うと、当然物は違いますけども遮へい体とかですね、そういうものもございませし、
0:13:19	まだあと、木材ですね、木材で、例えば、どういうふうな説明をしているかと、というようなことで、木材についてはその四国電力が申請した時に、
0:13:37	とよく中身、多分
0:13:40	NDCの方でも議論、
0:13:44	業界の一部ということですね、いろいろ、
0:13:48	要は電事連の方が主体となって、共通見解っていうのをまとめています。
0:13:55	で、その説明を、
0:13:58	その説明に基づくのか、はたまた、そこに至らないのかというふうなことも十分に勘案した上で、
0:14:12	屋外なんかはどうあるべきかと、いうふうなところを考えていただきたいと。
0:14:16	で、断熱材についても、こういうふうな機能に立脚して、どういうことが起これば、断熱機能がなくなるかと、いうふうなところ。
0:14:26	についても、
0:14:29	輸送物の中で、断熱がいいという言葉を出して断熱機能を、
0:14:36	は、
0:14:38	いかようなリスクがあるけれどもそんなリスクは起こりませんというふうな、説明しているものもございませしので、十分にその辺を見ていただきたいと。
0:14:49	で、
0:14:51	あと、
0:14:54	従前からですねずっとこう、これまで規則改正を
0:15:01	が行われた後の申請ですね。
0:15:06	ええ。
0:15:08	例えば、広尾なんかはですね、やはりか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:12	要はその考え方っていうことを、経年変化ということであれば疲労っていうのは必ず起こるという前提で、そこをどのように
0:15:25	影響を評価したかと言うことは、最近の例えば、先ほどの原燃原子燃料工業等の申請では、記載されていますので、
0:15:38	要は、影響があるとした上でそれをどのように考えたか、それを例えば、構造解析のところでもどのようにやったか。
0:15:50	どのような考え方でそれに伴うリスクに伴うような規則適合性の説明を行っているかというふうなところは、よく見ていただきたいと思います。
0:16:04	とにかく、
0:16:05	まず、安全機能、どんな月の構造強度なのか、熱なのか、遮へいなのか。
0:16:13	今回この容器は、収納物は照射試験変だということで
0:16:21	臨界に関わる話はないと思います。
0:16:25	ないんでそれ以外のところでですね、どのような説明をして、影響がある、影響はなしというか、経年変化を、要は規則適合性の
0:16:37	を評価する上で考えなきゃいけないか、どう、どう判断するのか、か、考える必要がないのかというふうなところが、十分に議論され、
0:16:50	いるかということを確認した上で申請書の記載を検討していただきたいと思います。
0:16:59	ちょっと非常にアバウトな話しましたが、以上です。はい。
0:17:09	規制庁サンゴですけど。ありがとうございました。確認いたします。
0:17:16	規制庁のサンゴですけどもNDCにおかれましては今の話を十分考慮した上で、
0:17:24	申請の内容について、
0:17:28	今、すでに準備してあるなら見直しは必要かもしれませんし、これから書くのであれば、その面を考慮した上、検討した、その面を考慮した上で検討して、記載をしてください。
0:17:40	生駒麻生。
0:17:42	多分、
0:17:44	規制庁の石井ですけど今のホデの説明って本当にNDC側で理解できましたか。
0:17:50	NDCウワダイです。
0:17:54	衛藤先ほど小疇様が仰ってました話の内容についてですが、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたが
0:18:04	他の事業者さんの審査会合文字起こしの資料等で一応その内容について
0:18:11	社内で検討しております、先ほど説明を踏まえて、再度、申請書の安全解析書の内容に、
0:18:21	反映をして十分確認した上で申請していきたいと考えております。規制庁の石井ですけど、おそらく今おっしゃった審査会合の資料の文字起こしだけを見ていただいても、全くわからないというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:35	で、一番重要なのは、今ホデが行った直近の、
0:18:40	原燃工さんのd pでは、の申請書っていうのは、ホームページでも公開されてるんですけど、確認をされてました。
0:18:48	はい確認されており、確認しております。またはい。
0:18:53	そうする規制庁西ですけどそうすると、疲労の部分とか、
0:18:58	の書き方っていうのはきちんと理解されてるというふうに、
0:19:02	こちらは判断していいってことです。
0:19:07	はい。こちらにつきましては、
0:19:11	その他ですね、4月の15日に行っておりますJAさんとのヒアリングの中でも、疲労についてのロジック、経年変化に対するロジックという、言ったような説明がございましたので、
0:19:25	そちらのお金で確認しております。
0:19:29	規制庁なしですわかりましたなので、そこをベースに、そちらでも同じように書くべきなのか。
0:19:37	単純にそれを同じ記載をしてくださいって言ったではなくて、その記載を踏まえた上で、
0:19:44	NBCさんの
0:19:47	NBC側の容器の
0:19:49	変更をかけるときのその経年変化の考慮の記載がどうあるべきかっていうのをきちんと、
0:19:54	考えてもらいたいってというのが、こちらからのコメントというか、行政相談というか、
0:20:01	これまでもいろんな方がいろんな面、申請者が出してくるんですけど、あまりその辺が理解されずに出してこられてるケースが多いので、
0:20:10	そこをきちんと理解していただきたいというのが一つと、あと木材についてもきちんと、四国電力、その前に木材については、
0:20:19	先ほどお願いしたその共通見解っていう議論の中には、エヌ・ピー・シー側は参加してるんですか。
0:20:27	いや、
0:20:30	NDC側は参加していないですね。
0:20:33	規制庁の石井ですけど、そうすると、その辺の情報っていうのは、何か電事連側とか、電力との間できちんと共有してモラールうことは可能なんですか。
0:20:46	NDCウワダイです。衛藤。
0:20:50	すいません。はい。江藤。当初の親会社であります三菱重工、こちらの15さんの方からちょっと再度確認を取って、そちらの要請を確認できるようにいたします。
0:21:05	規制庁の石井ですけど、よろしくお願ひします
0:21:09	どういうスタンスでそれを書くかっていうのを、それが何ていうんすかね、共通見解の中にエヌ・ピー・シーが入ってるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:19	その辺をきちんと精査していただいた上で、
0:21:22	どちらかというと業界税、機能してる話なので、今おっしゃったその三菱さんが入ってればとか、
0:21:31	電事連側の電事連という方の電力関係の資料を運ぶという上では、
0:21:39	関係業界の中に含まれてるのかなという理解もあるので、その辺はきちんと整理した上で、
0:21:46	申請書に反映するということを考えていただきたいと思います。それから、先ほどお願いした通りで、例えば、経年変化の技術基準適合の観点から、経年変化の考慮が必要というふうに判断した時には、
0:22:01	どこの情報基準にきちんとそれを踏まえた技術基準適合を、
0:22:07	示さなきゃいけないのかっていうのも、最近の申請書の内容をきちんと見た上で、
0:22:13	適切に記載していただきたいと思いますが、その辺の理解ももう、何か確認しておく必要はないですかね。
0:22:22	そちらにつきましては今回NDC側から質問事項が三つございますが、今こちらの方から質問してもよろしいでしょうか。
0:22:34	規制庁一律行政相談なんで、
0:22:38	もちろんしてください。
0:22:41	はい、かしこまりました。
0:22:43	すいませんまず1点目なんですが、
0:22:47	今回の変更、こちらの変更は法令改正に伴う経年劣化評価等の変更になるんですが、
0:22:57	他の安全評価に影響しないという、いったところでは、従来通り、設計変更承認申請の手続きとしたいと考えておりますが、
0:23:08	こちらは、この認識で間違いないでしょうか。
0:23:15	規制庁のサンゴですけれども、新たな設計承認申請とするか、変更承認申請とするかというところについては、事業者の判断次第かなと。
0:23:27	いうところでございますけれども、
0:23:30	はい。
0:23:31	かしこまりました。
0:23:33	特段、新規申請とした方が、
0:23:38	例えば過去の経緯を全部整理して、ゼロスタートにした方がわかりやすいとか、そういったことがなければ、変更承認申請でも問題ないかと考えております。
0:23:50	回答になってますでしょうか。
0:23:52	はい、ありがとうございました。
0:23:55	続いて2点目よろしいでしょうか。
0:24:03	規制庁さんもですねどうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:06	はい。NDCウワダイですが、今回設計変更承認申請により、承認を受けた後の容器承認申請、こちらについては、容器が設計に従って製作されていることの説明は、
0:24:21	従来であれば容器に変更がない場合は、承認を受けた容器承認書の写しによって変えていた事実があるんですが、
0:24:31	この点ですが、今回今回、法令改正後の申請ではこのような内容がちょっと変わってきたというところで、この変わってきた経緯についておな教えていただくことは可能でしょうか。
0:24:46	規制庁のサンゴですけれども、
0:24:49	本来容器承認申請につけるべき説明書の内容が、郵送容器の製作の方法とかそういう内容、製作の方法通り作られていることとかいろいろありますけれども、
0:25:02	その中で、
0:25:03	説明書を省略できるというふうに規定されているのは、
0:25:07	収納物を収納した場合の輸送容器いわゆる輸送物の安全性に関する説明書、こちらが設計承認をし、も、
0:25:17	認められていれば、
0:25:19	説明書を省略できるというふうになっていて、他は、
0:25:23	省略できるというふうにはなっていません。
0:25:27	ただその説明の内容を、どういった内容でこちらが理解するかということとそちらがどういった説明をしたいかということはあるんですけれども、
0:25:37	きっちり考えるならば、承認書を持ってるとするのは確かに、その説明の内容が認められたということの証拠ではあるんですけれども、じゃあその説明の内容はどうだったのかというのが、申請書の中で完結するというのが難しいので、
0:25:55	こちらについては説明書の内容をきちんと説明すべきというふうに、現時点では考えられていると。
0:26:03	いうふうに受け取ってください。
0:26:06	以上です。
0:26:09	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:26:12	では最後3点目なんですけど、先ほどお話にありました、緩衝体緩衝体に用いている木材についてのご質問でございます。
0:26:22	こちらなんですけど経営劣化の評価の中で、緩衝体もついている木材の熱的劣化についてですが、
0:26:31	4月25日の第12回の審査会合、こちらにおきまして、
0:26:37	江藤米井さんの使用済み燃料キャスクに対する評価を行って行っておりましたが、MSワンのような、輸送物に関しまして発熱量の少ない、
0:26:49	輸送キャスクに対しても同様に、全く同じような考え方で、適用するのかがどうかっていうのをちょっと
0:26:57	ご確認いたしたいところなんですけど、よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:03	規制庁の田子でちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけども、
0:27:07	発熱量がないことというのがもう、
0:27:13	何て言うんですかね。
0:27:15	ネツレ的な劣化を引き起こすであろう温度にならない。
0:27:20	ああいう意味で、
0:27:22	あるならば、
0:27:23	はい、説明の仕方というのは、
0:27:27	先行事例と同じになるのではないかなというふうに思いますし、
0:27:32	そもそも、
0:27:36	何て言うんですかね熱的劣化を引き起こすのかどうかという温度、
0:27:41	ていうのが、どの程度なのかというのが、どこかにわかる。
0:27:45	そちらの輸送物の温度の評価でわかるのか。はい。
0:27:49	それがー
0:27:51	一般には木材の温度とどれだけ乖離してるのかとかっていうのも、
0:27:57	加味した上で、
0:27:59	そちらが、
0:28:01	そちらというのはNDCとして、
0:28:04	木材の経年変化をどのように評価するのかというのがまず最初にあるのではないかなというふうに思いますけれども、
0:28:13	はい。
0:28:27	こちらからちょっと3点目の質問についてはですね。はい。重々理解し、いたしました。NDCの十分検討した上で、
0:28:39	こちら木材の熱劣化については記載していきたいと思います。
0:28:46	規制庁石井ですけど、織田さんは何か補足ありますか。今、概ねサンゴさんがおっしゃった通り、言った通りで、
0:28:53	よろしいと思います。要は、
0:29:00	どう、
0:29:02	その共通見解のあるものにどういうことが書いてあるか、ということと、そこにも至らない話なのか。
0:29:12	というふうなことを踏まえてですね、検討いただければいいと思います。別にももちろん、先ほど言いましたように説明の中で共通見解ということで、
0:29:24	先ほどの三菱重工の方も、
0:29:33	業界ってというかキャスク製造メーカーということも入った共通見解となっておりますので、その
0:29:41	そこからの情報を踏まえてですね、じゃあどう判断するのかということは、それは容器の設計に依存すると思いますのでそれに合わせて、
0:29:51	検討いただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	はい、かしこまりました。ありがとうございます。嬉しいですけど、少し補足すると、必ずしも共通見解のところの、
0:30:08	ロジックで説明しなきゃいけないっていうものではないと思いますけど、共通見解がどういうものであるかっていうのをよく認識した上で、先ほどできたらそこでもいかない温度として評価できるのであれば、
0:30:21	そのロジックを使って、経年変化のホールが必要がないっていう話に結びつけられるのかなとも思うんで、その辺は申請者の、
0:30:31	収納物の特徴を踏まえた上で、きちんと
0:30:35	整理してもらえればいいのかと思います、
0:30:42	NDCウワダイです。
0:30:44	はい。かしこまりました。
0:30:48	すいません、規制庁ホデですけども、ちょっと別の観点で追加でちょっと留意事項を申し上げたいと思います。
0:30:58	よろしいでしょうか。
0:31:01	とですね、資金の申請で、というかこれまでここ数年、
0:31:07	規制庁の中でいろいろ検討、規則の解釈とかですねそういうところで、
0:31:18	非常に砕けた言い方を申し上げますと、特別の試験条件で何とかなってるからまあいいやっていうふうな申請の内容のものが、これまで多くありましたけれども、
0:31:30	やはり規則に立脚して、規則が何を言ってるかというところを、何を求めているかということがちゃんと書かれているかということを確認し、
0:31:42	もら、確認、十分に確認して
0:31:47	どうですかね申請書に記載していただきたいと思います。
0:31:52	例でいうと、例えば、規則の中で、亀裂破損を生じる恐れのないことと、
0:32:00	いうふうなところについてはですね、要は、構造健全性がちゃんと言われていること。
0:32:10	放射性物質の漏えいがないことと言われてるようなところですね例えば
0:32:20	外気の外気の圧力が60kPaになった時とかですね、一般の試験条件、
0:32:27	一般試験条件とか何とっていうのは当然、密封解析をやるわけですけどその前提というのは、やはり要は密封装置の密封性が維持されるということなので、
0:32:42	必ずウィップ装置の健全性が維持される、密封性が維持されるということは、構造健全性の説明だけでは不十分だという認識に立ってください。
0:32:56	必ず、
0:32:59	具体的に言いますと口が平開いていないと。
0:33:02	要はシールが効いているということまでちゃんと言及されている必要があります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:09	要はその規則の一番最後が何を言ってるか、そこにそこに対してちゃんと答えられているか。
0:33:18	また木曾空で言われてる、
0:33:23	例えば、
0:33:25	運搬中に予想される温度、温度とか圧力とかっていうことで、
0:33:31	例えば、これはB型ですけれども、61号、引用元が42号とかなりますと、
0:33:41	温度や内圧変化ということで書かれていますんで、
0:33:45	当然、申請書本文の中では、申請書本文の中では、
0:33:53	とその使用する最低温度から最高温度で使用する、温度の条件みたいなのが申請書本文に書かれると思うんですけれども、
0:34:03	その温度をその温度の範囲で、フルに振れた場合にどうなるのかと、いうふうなこと、それを踏まえて、例えば内圧がどう変わるのかとか、熱膨張どうなるのかとか、
0:34:15	ということがちゃんと、その辺が読み取れるような記載になっているかどうかということ、十分に確認した上で申請いただきたいと思います。
0:34:25	それについては資金の申請書をよく、いや、申請書という審査書というよりも申請書ですね。
0:34:35	先ほどの原燃工のものとか、
0:34:41	原燃工の原燃工の申請案件とかですねその辺よく見ていただいてですね、どのような説明をしているかと、いうことをよく参照し、した上でですね、
0:34:54	この容器の設計ではどうなるのかと、いうことを、
0:34:58	よく確認した上で申請いただきたいと思います。
0:35:03	で、合わせてですけども、炉小G、
0:35:07	規則適合性の説明っていうのが最後に書かれるんです。
0:35:11	ここが、正直な話すると従前数年前のものは非常にいい加減な書き方してあるということで、規則に立脚して、どのようになっているかということであれば、
0:35:25	ということが確実に書かれているかということをよく確認した上でですね、
0:35:35	季沙飯野必要であれば、適正化を図っていただきたいと、別にそれは
0:35:40	何ですかね、規則、
0:35:44	要は今回の変更申請っていうこと。
0:35:46	変更申請ではあるんですけども、基本的にそういうところでちゃんと説明がされてる内容になっているかということ、十分に確認された上で申請をしていただきたいと思います。
0:36:00	で、先ほどちょっとサンゴの方から話出て

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:03	たよう出て、出てたと思うんですけども先ほど、設計変更で申請されるということではありますけども、当然その影響の有無ということの、変更した箇所の影響の有無ということで先ほどお聞き、
0:36:17	はしましたけれども、申請書は要は、いわゆる安全解析書については、フルペーパーの提出をお願いいたします。以上です。
0:36:35	規制庁のサンゴですけれども、少し補足させていただきますと、ことバーの使い方たんなんですね。
0:36:44	例えば漏えいがないみたいなところを、構造健全性が確保されるので漏えいがないというふうな時、
0:36:52	ホームが健全であっても、蓋とか本体の部分品は外れてる。
0:36:59	たとしても、
0:37:00	それぞれの構造は健全であるということが言えてしまう。
0:37:04	そういったところで蓋が開いてるかあいてないから、漏えいはないと、というような説明が本来、わかりやすい説明なんではないかなというところで、
0:37:16	説明脳死型については注意をしてください。
0:37:22	それから、今、記載要領のな、安全解析書の記載要領で、6章のGが規則適合性の説明になっておりますけれども、
0:37:34	規則で求められている内容について、適合しているかというところが、例えば先ほど言ったような漏えいのないことというふうに規則が求めているならば、
0:37:45	どういった理由によって、漏えいはないというふうに結論づけられて、従って規則に適合していると。
0:37:52	今回は設計の変更ということで、
0:37:55	変更した部分。
0:37:59	があっても、その規則適合性への
0:38:05	適合規則適合性に適合する理由とか、適合してることについて、変更はないというところを、
0:38:13	下、もしくは変更したことによって変更があるならば、こういった理由の変更、規則適合への説明の内容が変更されていて、
0:38:24	ていうところは変更後のことを、
0:38:28	書けばいいというところ、すいませんちょっとグルグルしてしまって申し訳ないんですけど、
0:38:35	変更した。
0:38:38	部分は変更した後の内容が書かれますけれども、
0:38:42	変更に影響のない部分については、
0:38:46	変更したことによっての。
0:38:49	影響はないと。
0:38:51	いうことを明らかにしておいてください。
0:38:55	まずこちらよろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:58	はい。NDCウワダイです。今規則の申請手続きガイドの方確認しておりますが、6章の時に記載されております。
0:39:08	外運搬規則及び外運搬告示に対する適合性評価の説明欄に記載されている通りだとは思いますが、そういった中で、
0:39:18	書き方、何々によって、
0:39:23	評価するに、そういったことによって、適合しているとか、変更がない場合は、従前の評価によって、変更がありませんといったような書き方にすればいいといった認識でよろしいですか。
0:39:36	規制庁のサンゴです。概ねそういうことになるんですけども、具体的な例としては、先行事例の補正、こういったコメントをして一部補正という形で、
0:39:48	そういった記載が修正されているものがありますので、そういう、その事例を確認してください。
0:39:57	事例がもうすでにあるっていう認識でいいですねそこまであります。ちょっとそこまで来ません。補正の内容までちょっとまだ耳完全に見切れてないところがあるので、そこは申請前に必ず確認して、
0:40:10	適用していきたいと思います。
0:40:14	はい。規制庁のサンゴですけども。それからですね、今回、経年変化の考慮というところを説明するにあたってですね、
0:40:24	経年変化の要因がどうであるのかというのをまず書いて、その影響がどうなのかというふうに展開していくというように、記載要領の方には書いてあります。
0:40:36	で、記載要領でどういうふうを書く。
0:40:40	どういう説明が求められているというところが、
0:40:44	それに対する答えになるように、申請書の記載をお願いします。
0:40:51	例えば経年変化の考慮の要因で、熱であったり放射線であったりっていうのは、要因としてはそうなんですけれども、使用状況がどういう。
0:41:01	具体的な使用状況がこうなるので、
0:41:04	その使用状況に応じた熱が、
0:41:07	経年変化の要因に挙げられますと。
0:41:13	例と言え、収納物を入れた状態で輸送中、それを、
0:41:20	保守的に1年間とかってなったときに、1年間そのね通がかかっている状態での、
0:41:32	かかっている状態が経年変化の要因であると、ただ熱ではなくて、
0:41:37	そういった条件、仕様上、条件を想定した条件の熱ですというような説明が適切ではないかなというふうに考えられていますので、
0:41:47	そういったところは注意して、
0:41:51	記載要領であったり、
0:41:53	今までの先行事例であったりっていうところを確認した上で、わかりやすい説明をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	NDC話題です。ご説明ありがとうございますかしまりました。すいません。一点確認なんです、先ほど佐山さんの方からおっしゃってありました、記載要領というのは、
0:42:15	今で言う申請手続き該当に相当するものといった認識でよろしいでしょうか。
0:42:21	規制庁サンゴですはい。申し訳ありませんちょっと古い表現で、申し訳ありませんが、手続きガイドの別記ですね。
0:42:31	はいかしまりました。
0:42:35	規制庁さんもです。それからですね、
0:42:39	規制庁がどういった審査をして、何を確認しているのかというのは、
0:42:44	申請に対する審査結果ということで、ホームページ上で公開されております。
0:42:52	規制庁の審査結果という内容の中に書いてあることが、我々が規則適合とか安全性とかそういったところを確認する上で、
0:43:02	よく確認したいというふうに考えているポイントです。
0:43:08	したがいまして、申請書においては、そういった確認ができるように、
0:43:13	その点をわかりやすく申請書に表現されているか。
0:43:18	そういったところを確認していただきたいと思います。
0:43:23	言葉は何か難しくなるんですけども、
0:43:27	審査結果2、
0:43:30	申請者がAというふうに言ってるってことを確認して、規制庁は、問題ないというふうに判断したというふうになっているので先事例がなっているのであれば、
0:43:42	そもそも申請書の内容にはAという内容が書かれていないといけないわけですね。
0:43:48	そういったところの視点から、申請書に問題がないかというところは確認をしてください。
0:43:55	注意点としては、私からのコメントとしては以上です。
0:44:03	NDC払いです説明ありがとうございますかしまりました。
0:44:09	規制庁の石井ですけど。
0:44:11	幾つか
0:44:12	私の方から確認なんです、最初に説明のあった、
0:44:16	サンゴから聞いた技術企画のところの影響っていうのは、
0:44:20	技術系者適合の観点から何か、
0:44:24	変わるところはありますか。
0:44:34	もう1回でしょ。規制庁の石井ですけど今ちょっとミュートになっていたんで私から少し確認なんです、最初にサンゴが確認した今回の変更の中で蓋締め付けボルトの規格の追加、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:47	ていうのがあるんですけど、この追加によって技術基準適合の観点から何か説明が変わるところはありますか。
0:45:00	NDCウワダイです。技術的5、技術基準適合の中では、該当変更はないと考えております。わかりました。それからもう一つ、経年変化の考慮に関連して、
0:45:14	今回、そちらの資料の中でも、例えば輸送容器のガンマ線遮へい体とか断熱材とか緩衝体っていう話が出てきますけど、
0:45:25	金属、材料については、多分構造健全性の観点から、いろいろその照射だとか熱の影響評価されるんだと思うんですが、
0:45:35	例えばガンマ線遮へい体だったらその遮へい機能に及ぼす熱放射線の影響が、
0:45:42	どういうことによって、どこを見ることによって大丈夫かっていうのが必要なので、いろいろ過去のヒアリングとかも聞いていただいて、文字起こしで見ていただいていると思いますけど、
0:45:53	遮へい機能が構造健全性が保たれる遮へい機能が大丈夫とか、構造健全性が保たれるので断熱機能が大丈夫っていうようなロジックじゃなくて、その
0:46:05	断熱機能を担保してる。
0:46:08	ための、求められるその何ていうんすかね。
0:46:12	特性、例えば組織の影響があるのか。
0:46:17	中身がこう崩れなければいいのかとかっていうところできちんと、
0:46:24	その特性と、求められる機能を十分に整理した上で、
0:46:30	経年変化の考慮の説明をしてもらいたい、いただく必要があるというふうに考えてますので、
0:46:36	その辺きちんと精査していただければと思います。よろしいでしょうか。
0:46:48	NDC笑いです。はい。かしこまりました。
0:46:54	私からは以上です。
0:46:57	すいません。規制庁のニッサカです。なぜ不開示情報に当たるのであれば、お答えがあっても大丈夫ですけど、今回資料の中で、PWR型原子力発電所から要は試験編の、
0:47:10	輸送するためというちょっとお話なんですけど、
0:47:13	おそらく今後経年変化の評価であったり、
0:47:16	疲労ですとかまあ、繰り返し荷重、そういったところについては、ある程度保守的な輸送回数とか、売り上げも含めて、
0:47:26	保護者の方ではこの試験の輸送というのは、どれぐらいの年数か頻度で行われるという見通しというのはあるんでしょうか。
0:47:39	NDCウワダイです。申し訳ございません。そちらにつきましては、今現在では非開示情報としておりますので、後程
0:47:49	後程のやりとりで回答していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:54	承知しました。
0:47:56	それで、あと規制庁ニッサカですけど、先ほどちょっといくつか締付ボルトの規格の関係で質問とかやりとりをさせていただいておりますけど、
0:48:06	資料の中には今後の保全医師を行うためとあるので、
0:48:10	おそらく背景としては、同じ技術基準、同等のものを持ってものを、本来は必要としてる中で、今まで使われた
0:48:21	というのが、恐らくはそのサプライヤーの方から供給されないから、同等の規格のものをこれから調達していきますという
0:48:32	NDCウワダイです。おっしゃる通りです。江藤サプライヤーの方からの供給が制限されているというか、入手が難しい現状というのがございますので、
0:48:43	そちらの方の対応となります。どうぞ。
0:48:46	そうしましたらありがとうございます。
0:48:59	NBC側からは、
0:49:02	追加で何かございますか。
0:49:06	先ほどの3点の質問が、NDC側からの質問事項ですので特にその他はございません。どうぞ。
0:49:15	はい。規制庁側から追加で何かございますか。規制庁飯ですけど、今日、行政相談を踏まえた上で、申請書が、
0:49:27	提出されてくるスケジュール感は、今どういうふうにお考えですか。
0:49:36	はい。NDCウワダイです。
0:49:39	申請書のスケジュールにつきましては、先ほどの概要説明資料にも記載がございましたが、
0:49:46	ちょっと8月中に設計変更申請の、
0:49:50	提出を行いたいと、今の現段階では考えております。
0:49:56	規制庁の石井ですけど、今の線引きだと、ちょうどお盆の
0:50:00	期間中ぐらいになるんですけど、ほぼこれでたつていうことです。
0:50:05	いやすみません、こちらのスケジュールで8月中旬になっておりますが、8月中何でもちょっと後ろにあるかと思えます。申し訳ございません。
0:50:15	規制庁の石井です。わかりました。
0:50:20	規制庁の井坂です。今、すみません、イシイの方からちょっと申請関係のちょっと質問をさせていただいたところなんですけど、
0:50:28	おそらく本日おテープロッカー間さんを含め、
0:50:31	いろいろ経年変化のその考え方
0:50:34	ちょっといわゆる、
0:50:36	遅く、
0:50:37	連絡をしてるところでございますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	ちょっとおそらくその申請する段階っていうのは、事務的にはもうほぼ 決裁を回せるぐらいのレベルのものが上がってくると、ちょっと
0:50:51	そういった中で、8月中に出すというところが、
0:50:54	現実的にできるかどうか含めて、
0:50:57	ちょっとその施設家従来ですね、慎重に検討された方がいいと。
0:51:02	ちょっとコメントになります。
0:51:07	はい。西浦です。かしこまりました。
0:51:18	規制庁のサンゴですけども一つ確認をさせていただきます。資料N o。
0:51:25	不開示情報についてなんですけれども、
0:51:29	現状で、
0:51:30	図面の中だけにしかないようになってますが、
0:51:37	表の1に書いてあるような仕様の中で言ってる。
0:51:42	罪名であったりとか寸法、重量、それから材質の名称ですね一般名称な ので、
0:51:51	問題ないのかもしれませんがこういったところは不開示情報では ないというふうなことでよろしいです。
0:51:59	NDCウワダイです。おっしゃる通りです。
0:52:03	一応酒造主要部材につきましては、一般的な材質のみを記載しておりま すので、
0:52:10	問題ありません。どうぞ。
0:52:14	はい規制庁様ですわかりました。他に何か。
0:52:20	双方からございますか。
0:52:25	ないようですので、これでMH I 研修研究科開発株式会社の行政相談を 終わります。以上です。
0:52:36	はい。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。